



税相だより

—— 案ずるよりはまず相談 ——

<https://www.zeisou.net/>

第 233 号

令和 7 年 9 月 1 日

税相だより
発行協力会

北九州市小倉北区
紺屋町13-1
毎日西部会館4F
TEL 531-2431



ノーフォーク広場

昭和61年(1986年)10月、北九州市の姉妹都市、アメリカ合衆国・バージニア州ノーフォーク市のイメージに合わせて整備された広場です。門司の風師人形がきっかけで交流が始まり、昭和34年(1959年)、旧門司市とノーフォーク市の姉妹都市提携に至りました。この関係は、昭和38年(1963年)の旧五市合併後、北九州市に引き継がれています。

税相だよりのバックナンバーはHPからいつでもご覧いただけます



● 北九州商工会議所管内税務相談所所在地 ●

門司税務相談所	〒801-0863	門司区栄町2番3号ニッチクビル3階	TEL 332-2380 FAX 321-2380
小倉税務相談所	〒802-0081	小倉北区紺屋町13番1号毎日西部会館4階	TEL 531-2431 FAX 531-2451
小倉南税務相談所	〒802-0804	小倉南区下城野1丁目9番18号KM第5ビル3階	TEL 951-3033 FAX 922-6008
若松税務相談所	〒808-0034	若松区本町3丁目11番1号バイサイドプラザ若松本館4階	TEL 771-3726 FAX 771-5692
八幡税務相談所	〒805-0061	八幡東区西本町4丁目1番1号さわらびガーデンモール八幡1番街2階	TEL 681-4538 FAX 671-1559
八幡西税務相談所	〒807-0856	八幡西区八枝3丁目7番19号	TEL 603-4777 FAX 603-4779

令和7年 年末調整における留意事項！！

基礎控除の見直し

○区分が従来の4つに分けられていたものが、9つに分けられるようになり、控除額は最大95万円となりました。令和7年12月1日以後に行われる年末調整又は確定申告で適用されます。

(住民税の基礎控除については見直しがありません)

(給与収入金額2,545万円超の場合、基礎控除額に改正はありませんので、ご注意ください)

○基礎控除額(改正された範囲)

収入が給与だけの場合の収入金額	改正前	改正後	
		令和7・8年分	令和9年分以後
200万3,999円以下	48万円	95万円	
200万3,999円超 475万1,999円以下		88万円	58万円
475万1,999円超 665万5,556円以下		68万円	
665万5,556円超 850万円以下		63万円	
850万円超 2,545万円以下		58万円	

給与所得控除の見直し

○給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

(給与収入金額190万円超の場合、給与所得控除額に改正はありませんので、ご注意ください)

○給与所得控除額(改正された範囲)

給与の収入金額	改正前	改正後
162万5,000円以下	55万円	65万円
162万5,000円超 180万円以下	その収入金額×40%-10万円	
180万円超 190万円以下	その収入金額×30%+8万円	

〈〈令和7年の源泉徴収事務における留意事項〉〉

- ①令和7年11月までの給与の源泉徴収事務に変更はありません。
- ②令和7年については、改正前の源泉徴収税額表「令和7年分 源泉徴収税額表」によって計算を行います。
- ③令和7年12月に行う年末調整の際に、改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」に基づいて、1年間の税額計算を行い、②との精算を行います。

特定親族特別控除の創設

○納税者本人と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等(配偶者及び青色事業専従者等を除く)で、控除対象扶養親族に該当しない人(合計所得金額58万円超123万円以下(給与収入金額123万円超188万円以下))を有する場合が対象となります。

○特定親族特別控除額

特定親族の収入が給与だけの場合の収入金額	控除額
123万円超 150万円以下	63万円
150万円超 155万円以下	61万円
155万円超 160万円以下	51万円
160万円超 165万円以下	41万円
165万円超 170万円以下	31万円
170万円超 175万円以下	21万円
175万円超 180万円以下	11万円
180万円超 185万円以下	6万円
185万円超 188万円以下	3万円

6月に下記の税務相談所で専担税理士が交代いたしました。
宜しく申し上げます。

(所 属)	(氏 名)
本 部 長	香 月 昭 二 税理士
本 部 長 補 佐	長 野 献 税理士
小 倉 税 務 相 談 所	白 石 大 一 郎 税理士
八 幡 西 税 務 相 談 所	相 賀 崇 税理士
若 松 税 務 相 談 所	平 島 靖 元 税理士

本部長挨拶

会員の皆様、こんにちは。日頃より大変お世話になっております。

この度、北九州商工会議所管内税務相談所運営協議会 本部長を拝命いたしました香月昭二(八幡支部)と申します。

私は約20年ほど前に八幡管内の黒崎税務相談所の専担税理士を2期4年勤めました。当時とは、税相も税相を取り巻く環境も大きく変化をしております。

その変化の中で、地域の事業者の皆さんと税務相談所が発展していけるように税務相談所の運営に携わっていきたく思っております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

会員さんのご紹介 ～門司区～



令和6年2月より現在のお店に移転しております。

ランチは週替わり定食、唐揚げ定食、お刺身定食などがございます。

夜は新鮮な魚介類や九州産のお肉を使った豊富なメニューをご用意しており、それに合うお酒も多数取り揃えております。

営業日や週替わり定食のメニューについてはInstagramをご覧ください。
(@shunsaikoubou.koyama)

旬彩工房 こやま

〒801-0863

北九州市門司区栄町6-6
(門司港駅より徒歩7分)

TEL: 093-331-2122

営業時間

ランチ(水・木・金曜日のみ)

11:30～14:00 (L.o13:30)

夜 17:00～23:00 (ドリンクL.o22:30)

定休日 火曜日+月曜日(不定休)



掲載のご希望の会員様を募集中です(無料)。担当者までお声掛けください。